

第5回国民年金作品コンクール 入賞おめでとうございます

これからの年金制度を支え育てていく小・中学生のみなさんに、国民年金に身近にふれていただき、少しでも理解してもらうことを目的とした作品コンクールにおいて、絵画の部406点、書道の部5759点の中から、次の4名が見事入賞されました。

<絵 画 の 部>

●銅賞
明倫小4年 阿部織衣さん

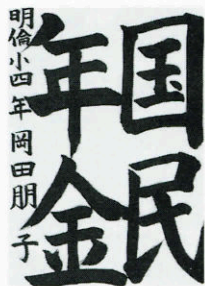


●金賞
明倫小5年 河添友香さん



●山口社会保険事務局
秋事務所長賞
浅田小6年 國光利枝さん

<書 道 の 部>



●山口社会保険事務局
秋事務所長賞
明倫小4年 岡田朋子さん

たくさん
応募
ありがとう



“なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険” 第17回

質 問

介護保険の在宅サービスの支給限度額とは何ですか？

回 答

支給限度額とは、介護保険の在宅サービスを利用するうえで1ヶ月間に介護保険から支給できる限度額を定めたものです。

これは、要介護状態により限度額が下記のように定められています。

この限度額を超えてサービスを利用した場合は、全額自己負担となりますので、介護サービスの利用計画については、介護支援専門員とよく相談してください。

(在宅サービスの支給限度額)

	訪問通所系サービス	短期入所サービス
要支援	61,500円	7日/6月
要介護1	165,800円	14日/6月
要介護2	194,800円	14日/6月
要介護3	267,500円	21日/6月
要介護4	306,000円	21日/6月
要介護5	358,300円	42日/6月

*訪問通所系サービスとは、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与の7種類

国 保

保 険 証

国保の保険証は正式には「国民健康保険被保険者証」といい、国保の被保険者であることの証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券です。左のようなことに注意し、大切に取り扱いましょう。

○ 保険証の取り扱い ○

● 交付されたら、記載内容を確認。もし間違いがあっても、勝手に書き直すと無効です。必ず国保の係へ届け、訂正してもらってください。



● 病院に預けっぱなしにしない。紛失事故のもとになります。必ず手もとに保管しましょう。

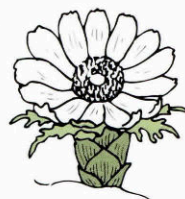


● 他人に貸したり、借りたりしない。法律で禁じられているので、罰せられます。

保険証が

もう1枚必要なとき

保険証は一世帯1枚が原則ですが、修学や長期間の出張などで他の市区町村に住むような場合は、1枚では不便利です。このような場合、国保係に申請すると、もう1枚の保険証が交付されます。



● 職場の健康保険に加入したときや、他の市区町村に転出したときは、すみやかに国保係へ返却をお願いします。



● 紛失したり、破れたりしたときは、国保の係に届け出て、再交付を受けてください。
● コピーしたものの、有効期限の切れたものは使えません。

